

原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書

宮城県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制等について、宮城県民の安全・安心を確保することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

（連絡事項）

第1条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象について、関係機関に通報したとき。
- (2) 原災法第15条第1項各号のいずれかに規定する事象の発生について、関係機関に報告したとき。
- (3) 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- (4) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- (5) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき、又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- (6) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (7) 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- (8) 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- (9) 宮城県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- (10) その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、連絡方法、それぞれの連絡先及び実務担当者を定め、相互に通知し、連携の強化を図るものとする。

- 2 前項に定める連絡先又は実務担当者に変更があったときは、相互に通知するものとする。

(協議)

第3条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき，若しくはこの覚書に関し疑義が生じたとき，又は県民の安全の確保に関してこの覚書に定めのない事項及びこの覚書の施行に必要な細目については，甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その1通を所持する。

平成25年5月17日

甲 宮城県知事 村井嘉浩

乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己